

令和8年6月1日からの総合事業報酬等改定内容（概要）

サービス種別	区分	現行	改定後 (R8.6~)
介護職員等処遇改善加算 (A2)	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位× 245/1000	所定単位× 270/1000
	(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	—	所定単位× 287/1000
	(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位× 224/1000	所定単位× 249/1000
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	—	所定単位× 266/1000
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位× 182/1000	所定単位× 207/1000
	(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位× 145/1000	所定単位× 170/1000
介護職員等処遇改善加算 (A6) (利用定員が19名以上の場合)	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位× 92/1000	所定単位× 111/1000
	(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	—	所定単位× 120/1000
	(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位× 90/1000	所定単位× 109/1000
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	—	所定単位× 118/1000
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位× 80/1000	所定単位× 99/1000
	(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位× 64/1000	所定単位× 83/1000
介護職員等処遇改善加算 (A6) (利用定員が19名未満の場合)	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	—	所定単位× 117/1000
	(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	—	所定単位× 127/1000
	(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	—	所定単位× 115/1000
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	—	所定単位× 125/1000
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	—	所定単位× 105/1000
	(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	—	所定単位× 89/1000
介護職員等処遇改善加算 (AF)	介護職員等処遇改善加算	—	所定単位× 21/1000